



労基署便り 令和5年度 No.3

大河原労働基準監督署



◎ 令和5年労働災害発生状況（5月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
製造業 計	22	7	-15	164	132 (2)	-32 (2)
食料品製造業	10	6	-4	79	68	-11
機械金属製造業	8	0	-8	36	34 (1)	-2 (1)
建設業 計	10	9	-1	115 (1)	120 (4)	5 (3)
土木工事業	6	6	0	34	44	10
建築工事業	4	3	-1	62 (1)	46 (3)	-16 (2)
その他の建設	0	0	0	19	30 (1)	11 (1)
運輸交通業 計	5	3	-2	151 (2)	126	-25 (-2)
陸上貨物運送業	6	1	-5	135 (2)	106	-29 (-2)
商業	17	13	-4	196	164 (1)	-32 (1)
社会福祉施設	3	8	5	182	156	-26
全産業	88	67	-21	1239 (4)	1030 (7)	-209 (3)

※1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年1月～5月において事故の型別の多いものから①転倒 26%、②墜落・転落 22%、③その他（新型コロナウイルス感染症を含む）13%の順

7月1日-7月7日

令和5年度「全国安全週間」の実施について

7月1日から7日は第96回全国安全週間です。

今年度のスローガンは

高める意識と安全行動

築こうみんなのゼロ災職場

です。

全国安全週間には事業場のトップ、安全管理の責任者のリーダーシップのもと、労働災害防止のための取り組みをお願いします。

宮城労働局ホームページ
(全国安全週間) →



※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

7月は「STOP!熱中症ク-ルワ-クキャンペーン」の重点取組期間です。

熱中症は屋外だけでなく、**屋内でも発生**しています。7月は「STOP!熱中症ク-ルワ-クキャンペーン」の**重点取組期間**です。期間中、熱中症を防止するために、特に次の事項について対応をお願いします。



- ◇暑さ指数の低減効果*を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ◇暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ◇水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ◇作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ◇熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

◇体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



*暑さ指数の把握と評価については、**J I S規格に適合した暑さ指数計**で暑さ指数を随時把握しましょう。

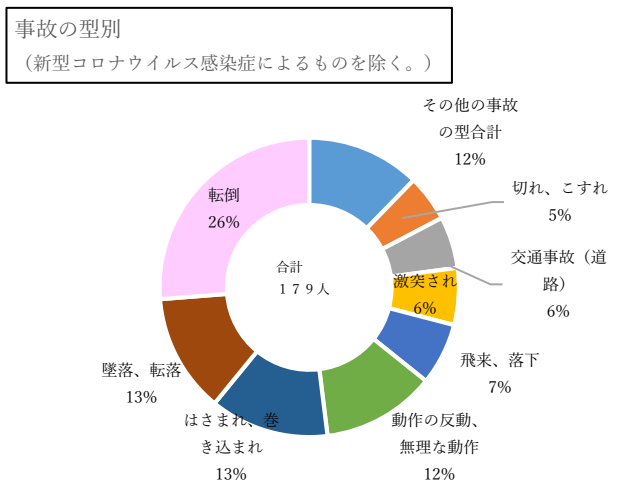
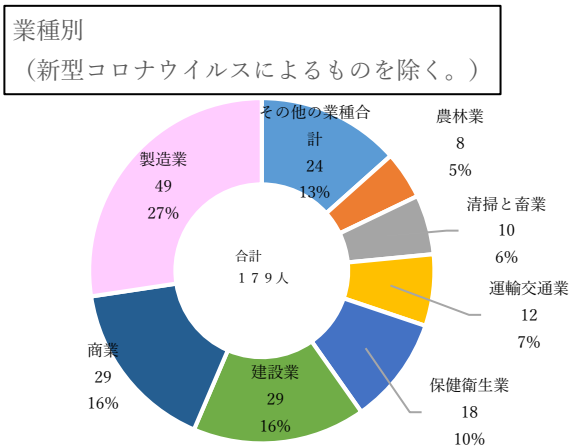
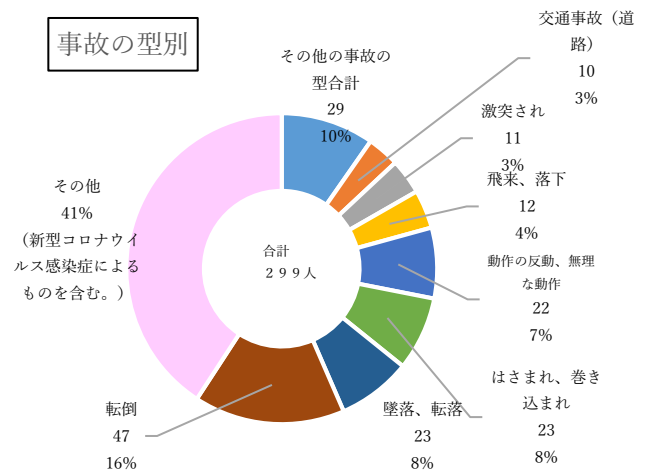
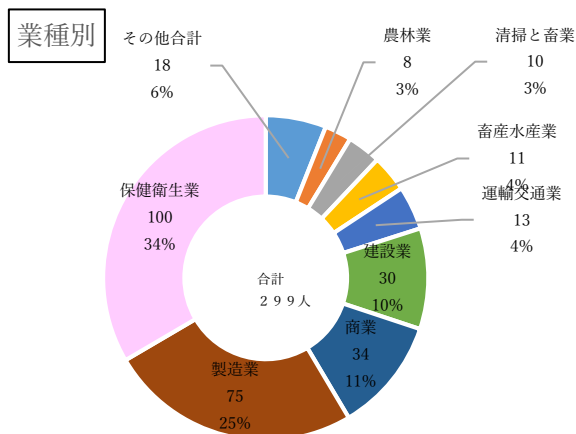
(宮城労働局

ホームページ)

令和4年労働災害発生状況の概要について

大河原労働基準監督署管内の令和4年の休業4日以上の労働災害の概要をお知らせします。令和4年は、対前年比で

27.2%増加したものの、新型コロナウイルス感染症によるものを除くとマイナス1.6%でした。死亡者数は前年比で2名増加しました。



令和4年の宮城県内の労働災害発生状況は、令和5年6月19日付けでプレスリリースをして、宮城労働局ホームページ新着情報に掲載しています。

(参考：労働災害発生状況の情報掲載ページ)



労働安全衛生規則の改正について 施行に向けて準備をお願いします。

足場からの墜落・転落災害防止の充実

- 1 【令和6年4月1日施行】 **一側足場の使用範囲が明確化されます。**（安衛則第561条の2関係）
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- 2 【令和5年10月1日施行】 **足場の点検時には点検者の氏名が必要になります。**
（安衛則第567条、第568条、第655条関係）
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- 3 【令和5年10月1日施行】 **足場の組立て等の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。**
（安衛則第567条、第655条関係）
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実

- 1 【令和5年10月1日施行】
昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます。
（安衛則第151条の67、安衛則第151条の74関係）
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます。（一部例外あり）
- 2 【令和6年2月1日施行】
テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。
（安衛則第36条第5号の4関係）
テールゲートリフターの操作者に対し、特別教育規程に基づく学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3 【令和5年10月1日施行】
運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます。
（安衛則第151条の11関係）
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

事前調査には資格が必要です～石綿による労働者の健康障害を防止しましょう

令和5年10月1日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは、「**建築物石綿含有建材調査者**」、又は令和5年9月30日までに**日本アスベスト調査診断協会に登録された者**による事前調査を行う必要があります。建築物石綿含有建材調査者の種類には①一般建築物石綿含有建材調査者（一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習を修了した者で、全ての建築物の調査を行う資格）②一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査（共有部分は除く）を行う資格）③特定建築物石綿含有建材調査者（一般建築物石綿含有建材調査者の講習内容に加えて、実地研修や、口述試験を追加したもので、全ての建築物の調査を行う資格）

「**建築物石綿含有建材調査者講習**」は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（に基づき、都道府県労働局に登録された機関で行われています。受講はお早めをお願いします。



（石綿総合情報

ポータルサイト）

時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業・業務のある事業主の皆様の 相談窓口のご案内

大企業は2019年4月1日から、中小企業は2020年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されているところ、建設事業、自動車運転の業務、医師については適用が猶予されていますが、2024年4月1日から上限規制が適用されることになっております。該当する事業・業務のある事業主の皆様におかれましては、円滑な適用に向けて、準備をお願いします。それぞれ相談ができる窓口がございますので、ご利用ください。

宮城働き方改革推進支援センター

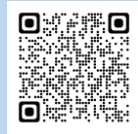


自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」は、
こちらからどうぞ

医療労務管理支援センター（相談フォーム）



建設業・情報サービス業専用の 総合相談窓口



新しいモデル労働条件通知書をご活用ください

令和5年4月1日から、中小企業においても、**月60時間超の時間外労働の割増率が50%以上**となりました。これに対応できるよう、モデル労働条件通知書が新しくなりましたので、ご活用ください。宮城労働局ホームページの様式ダウンロードからダウンロードができます。



←各種様式の
ダウンロードはこちら

裁量労働制の省令・告示の改正について

令和6年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、**裁量労働制を導入するすべての事業場で、必ず、**

- * **専門型裁量労働制**の労使協定に「①本人同意を得る・同意撤回の手続きを定める」ことを追加する。
- * **企画業務型裁量労働制**の労使委員会の運営規程に②労使委員会に賃金・評価制度を説明する③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う④労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する、を追加後、決議に①、②を追加し、裁量労働制を導入・適用するまで（継続導入する事業場では令和6年3月末まで）に労働基準監督署に協定届・決議届を届け出する必要があります。

裁量労働制の改正に
関するリフレットは
こちら→



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。